

令和7年度指名停止の運用状況一覧表

令和7年9月10日現在

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生 場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
5	株式会社大原工務店	西尾市善明町中根原 11-35	R7.9.10	R7.10.9	1か月	架空の外注費計上などで計 5,100万円余りを脱税した として、株式会社大原工務店及 び同社営業部長が、法人税法違 反などの罪で、令和7年8月 22日、名古屋地方裁判所から 有罪判決を言い渡された。 このため、契約の相手方とし て不適当であると判断し、株式 会社大原工務店に対し指名停止 を行う。	—	—	要領第4条 第1項 (別表第3-7)

(愛知県建設局)

令和 7 年度指名停止の運用状況一覧表

令和 7 年 8 月 6 日現在

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生 場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
4	株式会社中央技術 コンサルタンツ 名古屋営業所	名古屋市中村区名駅 3-28-12	R7.8.6	R8.10.5	14 か月	宮城県気仙沼市が令和 5 年度に発注した道路整備工事の設計業務の一般競争入札に際し、同市の職員が設計価格を株式会社中央技術コンサルタンツ東北支店長に漏らし、落札させたとして、同職員が官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いで、同支店長が公契約関係競売等妨害の疑いで令和 7 年 7 月 21 日、宮城県警察に逮捕された。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社中央技術コンサルタンツ名古屋営業所に対し指名停止を行う。	—	—	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 3-3)

(愛知県建設局)

令和 7 年度指名停止の運用状況一覧表

令和 7 年 8 月 6 日現在

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
3	株式会社桐山組	岡崎市伊賀町 字愛宕山 3 8	R7. 8. 6	R7. 8. 19	2 週間	令和 7 年 2 月 10 日、西三河建設事務所発注の「急傾斜地伐採業務（東丸根区域）」において、元請業者の作業員が、他の作業員が伐採した枝を短く切る作業をしていたところ、回転しているチェーンソーの刃が左手親指に当たり、約 1 週間の安静を要する中傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務局において元請業者の安全管理措置が不適切であったと判断されたことから、元請業者である株式会社桐山組に対して指名停止を行う。	西三河建設事務所	岡崎市 中町 1 丁目 地内	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 1 - 7)

(愛知県建設局)

令和 7 年度指名停止の運用状況一覧表

令和 7 年 8 月 6 日現在

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2	カネハチ建設株式会社	北設楽郡設楽町 田峯字長原 8－2	R7. 8. 6	R7. 8. 19	2 週間	令和 6 年 11 月 15 日、新城設楽建設事務所発注の「道路改良工事（防災・安全）（D 8）（2 号工）（余裕期間・週休 2 日・環境整備）（R 5 国補正）」において、地山補強土工の掘削が完了し、足場設置に支障となる地山の草刈りをするため、元請業者の作業員が手鎌にて草刈り作業を実施していたが、作業完了後に、何らかの要因で最大 6 m 程度の高さから転落し、2 か月以上の加療を要する重傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務局において元請業者の安全管理措置が不適切であったと判断されたことから、元請業者であるカネハチ建設株式会社に対して指名停止を行う。	新城設楽建設事務所	北設楽郡設楽町豊邦地内	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 1－7)

(愛知県建設局)

令和 7 年度指名停止の運用状況一覧表

令和 7 年 4 月 2 2 日現在

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条 項
			自	至	(月数)				
1-1	東名開発株式会 社	海部郡蟹江町大字 蟹江新田字前波 2 2 7 - 3	R7. 4. 22	R7. 5. 5	2 週間	令和 7 年 1 月 2 4 日、海部建設事務 所発注の「緊急河川浚渫維持工事（そ の 4）（週休 2 日）」において、作業員 が、伐採した雑木をバッカー車に積み 込める大きさにするため、1 人でチェ ーンソーにて切断作業を行っていた ところ、片手でチェーンソーを操作 し、その手と交差する形で左手で伐木 を持ったことから、チェーンソーに左 腕の服が巻き込まれ、左腕を切る事故 が発生した。これにより、全治約 2 週 間（休業 0 日）の軽傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通 局・建築局建設工事事務調査委員会に おいて元請業者、一次下請業者及び二 次下請業者が著しく安全管理義務を 怠ったと判断されたことから、元請業 者である東名開発株式会社、一次下請 業者であるフジ造園土木株式会社蟹 江営業所及び二次下請業者である松 香造園株式会社に対して指名停止を 行う。	海部建設 事務所	愛西市西川端 町地内	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 1 - 7)
1-2	フジ造園土木株 式会社蟹江営業 所	海部郡蟹江町大字 蟹江新田字下市場 1 9 - 1	R7. 4. 22	R7. 5. 5	2 週間				
1-3	松香造園株式会 社	あま市七宝町川部 二屋敷 2 3	R7. 4. 22	R7. 5. 5	2 週間				

(愛知県建設局)